

意見書・再意見書

2022年4月26日

吹田市長宛

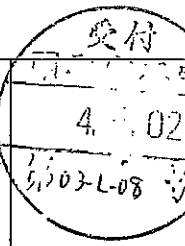
住所

氏名

電話番号

(法人にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手續等に関する条例第17条 第1項 第3項 の規定により、次のとおり 説明報告書に対する意見書 を提出します。
見解書に対する再意見書

開発事業の名称	吹田市千里山西宅地開発(03-L-08)		
事業区域の位置	吹田市千里山西3丁目		
予定建築物	<input type="checkbox"/> 共同住宅 <input checked="" type="checkbox"/> 戸建住宅 <input type="checkbox"/> その他()		
意見の内容	<p>平素よりお世話になっております。 開発予定地に接する住宅に住んでいる者です。 説明会では公園ができる予定とお伺いしていますが、ボール等が飛んできると可能性があるため、高さを持ったフェンスの設置を希望します。 また、元々果樹封園でしたので、自宅が見られる恐れもよく、当方の境界は糸網目のフェンスを設置しているのみですが、公園ができると、不特定多数に見られる恐れがあるため、視線を遮断する必要があり、目隠しのフェンスが必要になってくると思います。 元々なかった物ができるために必要と化したものであるため、開発事業者で費用を負担し、設置していただけないでしょうか。 ご検討をよろしくお願ひ致します。</p>		
※受付年月日	R4年3月25日	※受付番号	第03-L08号
※備考			※受付印 

- 注 1 ※印のある欄は、記入しないでください。
 2 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
 3 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
 4 この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供するとともにインターネットにより公表します。

(仮称) 吹田市千里山西宅地開発

見解書

No.1 見解書

- (1) 開発行為での公園のフェンスにつきましては、建築基準法並びに関係法令及び条例を遵守し、弊社で検討可能な範囲で協議してまいります。詳細が決定次第説明させていただきます。ご理解賜りますようお願い申し上げます。

貴重なご意見誠にありがとうございます。

意見書・再意見書

2022年4月28日

吹田市長宛様

住所
氏名
電話番号

(法人にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手續等に関する条例第17条 第1項 第3項 の規定により、次のとおり 説明報告書に対する意見書 を提出します。
見解書に対する再意見書

開発事業の名称	(仮称)吹田市千里山西宅地開発		
事業区域の位置	吹田市 千里山西町目95番10地		
予定建築物	<input type="checkbox"/> 共同住宅 <input checked="" type="checkbox"/> 戸建住宅 <input type="checkbox"/> その他()		
意見の内容	<p>開発事業区域が吹田市立千里第三小、吹田市第一中に隣接するため、児童の安全確保のために下記の対応を求めます</p> <p>① 警備員を十分に配置して下さい 登下校時間帯にパトロールの警備下校時間もお願ひします。 (春夏冬休を含む)</p> <p>② 工事車進入禁止時間帯の設定を徹底</p> <p>③ 住民の車両優先をお願ひします。 近隣所々サービスマン車地、道にせいのび交わりのが軽自動車も大車な場所あり</p> <p>④ 工事時間帯の設定(騒音)</p> <p>⑤ 万神池付近で車両待機して下さい</p> <p>⑥ 公園が遊歩道の歩道や自転車道、歩道に面して、対策をお願ひします</p>		
※受付年月日	R4年3月25日	※受付番号	第03-L-08号
※備考			<p>※受付印</p> <p>受付 4.28 第03-L-08号</p>

- 注 1 ※印のある欄は、記入しないでください。
 2 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
 3 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
 4 この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供するとともにインターネットにより公表します。

① 最低限のことも出来ていない(意購面布、幸田)業者に不誠実さを感じ
条例にも書いて 今後が不明

(仮称) 吹田市千里山西宅地開発

見解書

No.2 見解書

- (1) 宅地開発工事中の警備員、誘導員につきましては、関係法令及び条例を遵守し、工事が安全に行われるよう協議してまいります。詳細が決定次第、説明させていただきます。ご理解賜りますようお願い申し上げます。
- (2) 工事車両の進入禁止時間帯等につきましては、関係法令及び条例を遵守し、工事が安全に行われるよう協議してまいります。詳細が決定次第、説明させていただきます。ご理解賜りますようお願い申し上げます。
- (3) 工事車両の問題につきましては、関係法令及び条例を遵守し、工事が安全に行われるよう協議してまいります。詳細が決定次第、説明させていただきます。ご理解賜りますようお願い申し上げます。
- (4) 工事の時間帯、騒音対策工事につきましては、建築基準法並びに関係法令及び条例を遵守し、対応可能な範囲で対策いたします。対策方法につきましては、詳細が決定次第説明させていただきます。ご理解賜りますようお願い申し上げます。
- (5) 施工業者に対し十分注意するように、指示いたします。
- (6) 公園の管理方法につきましては、関係法令及び条例を遵守し、管理者と協議してまいります。詳細が決定次第、説明させていただきます。ご理解賜りますようお願い申し上げます。
- (7) 貴重なご意見ありがとうございます。誠意をもって今後詳細説明をさせていただきます。ご理解賜りますようお願い申し上げます。計画地の開発行為につきましては、関係法令及び条例を遵守し、協議してまいります。

貴重なご意見誠にありがとうございます。

意見書 再意見書

令和4年4月29日

住所
氏名
電話番号

(法人にあっては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名)

取組開始事業の準備等に関する条例第17条 第1項 第3項 の規定により、次の説明会報告書に添付する意見書を提出します。
再意見書に対する再意見書

事業の名称	(有限) 山形千里山 宅地開発		
事業区域の位置	秋田市 北山町三丁目9番10他		
建築種別	<input type="checkbox"/> 共同住宅 <input checked="" type="checkbox"/> 戸建住宅 <input type="checkbox"/> その他()		
説明	<p>○この条 付いた「その他」の名称に込められた「説明」の目的(取組目的)を修正し、(株)山形千里山 宅地開発と改称しております。</p> <p>○「取組開始事業の準備等に関する条例(中略)第17条」において、今回の大規模開発の事業では、現在の千野山三丁目1番地の状況を以て大規模開発の準備(身元確保) 開発推進を持って頂くことと懇願致しております。</p> <p>○知事(建設部長)の説明会(会場では、「意見書 再意見書(様式第8号)」の提出が済んだことに加え、4/28に一人の住人の発言により説明会参加者から意見書提出の意向が行動化致しました。(別紙入)</p>		
提出年月日	R4年3月25日	※受付番号	第03-L-08号
提出者	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 10px; display: inline-block;"> <p>受付 建設課六室 4.5.2 印 第03-L-08号</p> </div>		

※印のある欄には記入しないでください。
 ※印のない欄は、該当する口には印を記入してください。
 ※意見の内容欄は、書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
 ※この意見書、再意見書の内容については、一般の閲覧に供するとともに、必要に応じて公表します。

(仮称) 吹田市千里山西宅地開発

見解書

No.3 見解書

- (1) 計画地での宅地開発工事が安全に行われるよう関係法令及び条例を遵守し、協議してまいります。家屋調査の有無及び工事詳細につきましては、決定次第説明させていただきます。ご理解賜りますようお願い申し上げます。
- (2) 開発行為による公園のセキュリティ等につきましては、建築基準法並びに関係法令及び条例を遵守し、管理者と協議してまいります。詳細が決定次第、説明させていただきます。ご理解賜りますようお願い申し上げます。
- (3) 計画地は垂水西原古墳に該当しておりますので、関係法令及び条例を遵守し、吹田市立博物館と協議してまいります。また計画地に定められている制限等につきましては、建築基準法並びに関係法令及び条例を遵守し、協議してまいります。詳細が決定次第、説明させていただきます。ご理解賜りますようお願い申し上げます。

貴重なご意見誠にありがとうございます。

2022年4月28日

吹田市長宛

住所

氏名

電話番号

(法人にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手續等に関する条例第17条 第1項 第3項 の規定により、次の
 とおり 説明報告書に対する意見書 見解書に対する再意見書 を提出します。

開発事業の名称	(仮称) 吹田市千里山西 宅地開発		
事業区域の位置	吹田市千里山西 3丁目95番 10他		
予定建築物	<input type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 戸建住宅 <input type="checkbox"/> その他()		
意見の内容	1. 北側の南麓敷地の工事により、周りの地盤への やるみや伝きなど、あらかじめ調査で調べてほしい (図面あり) 2. 南麓敷地との高低差があるので、 地盤をくずれない、豪雨での崩壊はないよう 対策してほしいです。 宜しくお願いします。		
※受付年月日	R4年3月25日	※受付番号	第03-L08号
※備考			※受付印

- 注 1 ※印のある欄は、記入しないでください。
 2 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
 3 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
 4 この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供するとともにインターネットにより公表します。

(仮称) 吹田市千里山西宅地開発

見解書

No.4 見解書

- (1) 宅地開発工事前の地盤調査につきましては、関係法令及び条例を遵守し、工事が安全に行われるよう調査し、協議してまいります。詳細が決定次第、説明させていただきます。ご理解賜りますようお願い申し上げます。
- (2) 計画している開発行為で、地震、豪雨等で計画地が崩壊しないように、建築基準法並びに関係法令及び条例を遵守し、対策について協議してまいります。詳細が決定次第、説明させていただきます。ご理解賜りますようお願い申し上げます。

貴重なご意見誠にありがとうございます。

意見書・再意見書

2024年4月29日

吹田市長宛様

住所

氏名

電話番号

(法人にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手續等に関する条例第17条 第1項 第3項の規定により、次のとおり説明報告書に対する意見書 見解書に対する再意見書を提出します。

開発事業の名称	吹田千早山西 宅地開発		
事業区域の位置	吹田市千早山西3丁目95番10		
予定建築物	<input type="checkbox"/> 共同住宅 <input checked="" type="checkbox"/> 戸建住宅 <input type="checkbox"/> その他 ()		
意見の内容	<p>1. コロナ禍で外出が制限された期間中の大規模開発は大反対です。</p> <p>2. 土砂崩れ、騒音、粉塵対策は十分か、具体的な対策を明示してほしいです。</p> <p>3. 建ぺい率など、原住民建物との距離を公認して各家長に連絡してほしいです。</p> <p>4. 事前に、毎日工事の時間を明示してほしいです。</p> <p>5. 本業の気候、景観を守ってほしいです。</p>		
※受付年月日	R4年3月25日	※受付番号	第03-L-08号
※備考			※受付印

注 1 ※印のある欄は、記入しないでください。
 2 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
 3 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
 4 この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供するとともにインターネットにより公表します。

(仮称) 吹田市千里山西宅地開発

見解書

No.5 見解書

- (1) 計画地の開発行為は、建築基準法並びに関係法令及び条例を遵守し、協議してまいります。ご理解賜りますようお願い申し上げます。
- (2) 土砂崩れ、騒音、粉塵対策につきましては、建築基準法並びに関係法令及び条例を遵守し、十分注意しながら協議してまいります。詳細が決定次第、説明させていただきます。ご理解賜りますようお願い申し上げます。
- (3) 計画地の用途地域は第一種低層住居専用地域に該当しており、建蔽率 50%、外壁後退 (全周) 1m になります。また、計画地に定められている制限等につきましては、吹田市のホームページなどで閲覧可能です。建物については購入されるお客様によって間取りが違いますので、回答できかねます。ご理解賜りますようお願い申し上げます。
- (4) 工事の時間帯につきましては、詳細が決定次第説明させていただきます。ご理解賜りますようお願い申し上げます。
- (5) 計画地での風致、景観につきましては、建築基準法並びに関係法令及び条例を遵守し、計画しております。また、計画地に定められているその他制限等につきましても建築基準法並びに関係法令及び条例を遵守し、協議してまいります。ご理解賜りますようお願い申し上げます。

貴重なご意見誠にありがとうございます。

2022年4月29日

吹田市長宛

住所

氏名

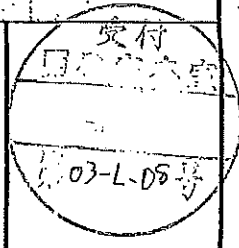
電話番号

(法人にあっては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の系統等に関する条例第17条第1項第3項の規定により、次の

説明報告書に対する意見書
と併せて見解書に対する再意見書を提出します。

開発事業の名称	(仮称)吹田市千里山西宅地開発		
事業区域の位置	吹田市 千里山西3丁目95番10他		
予定建築物	<input type="checkbox"/> 共同住宅 <input checked="" type="checkbox"/> 戸建住宅 <input type="checkbox"/> その他 ()		
意見の内容	<p>①開発域内の緑化計画について 今回の開発地は生産緑地として長い間地域の良好な住宅環境の維持に貢献してきたが、吹田市方針にもあるように、宅地化後も30%程度の緑化計画を要望します。</p> <p>②開発地北側境界に隣接する既存住宅側への影響について 日照、プライバシーの問題 説明会では現行法規(北側斜線、外壁後退1m)で十分との説明でしたがいずれも最低限の規制であり、満足できるものではありません。 前述①との関係もあり、境界と計画地19~26号地との間に幅2m程度でも良いので緑地帯または遊歩道の設置を要望します。</p> <p>宅地造成に伴い設置される法面の安全上の問題 境界に沿って現法面が西から東へ急勾配であるため、宅地造成にあたって大規模な法面が設けられると思われます。 しかしこの一帯は地盤が非常に悪く(我が家も不同沈下してる)近年の異常気象下では災害発生への不安があります。 安全な造成計画をお願いします。</p>		
※受付年月日	R4年 3月25日	※受付番号	第03-L-08号
※備考			※受付印



- 注 1 ※印のある欄は、記入しないでください。
 2 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
 3 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
 4 この意見書、再意見書の内容については、一般の閲覧に供するとともにインターネットにより公表します。

(仮称) 吹田市千里山西宅地開発

見解書

No.6 見解書

- (1) 計画地の緑化計画につきましては、関係法令及び条例を遵守し、計画してまいります。
また購入される各宅地によって緑化率は異なります。ご理解賜りますようお願い申し上げます。

- (2) 日照、プライバシーの問題につきましては、関係法令及び条例を遵守し、計画しております。境界と計画地との間に2mの遊歩道は検討できかねます。ご理解賜りますようお願い申し上げます。

造成計画につきましては、建築基準法並びに関係法令及び条例を遵守し、安全な造成計画を協議してまいります。詳細が決定次第、説明させていただきます。ご理解賜りますようお願い申し上げます。

貴重なご意見誠にありがとうございます。

2022年4月29日

吹田市長宛

住所

氏名

電話番号

(法人にあっては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市新築事業の手続等に関する条例第17条 第1項 第3項 の規定により、次の説明報告書に列する意見書を提出します。
再意見書に対する再意見書

事業名	(仮称)吹田市千里小西宅地開発		
事業区画の位置	吹田市千里小西三丁目95番10		
予定建築種別	<input type="checkbox"/> 共同住宅 <input checked="" type="checkbox"/> 戸建住宅 <input type="checkbox"/> その他()		
意見内容	<p>今回の宅地開発以前に(10年以上前)同様の計画が有る事を、地主より説明があり、検討をした。その後、計画は頓挫し、その理由説明は無い(今回に至り)とした。(その事より)、今回の開発に対し不信感がある事前提、以下意見を述べたい。</p> <p>①隣接する小学校(中津小学校)が有る。近隣住民は通学時(7:00~9:00)車を通行する際には通学許可証が必要とされ、住民が一貫とばかり子供を見守る地獄である。人の様に狭い道路及び条件の中での大型車両の通行が困難です。</p> <p>②地質調査の結果、砂地であると判り、地形が傾斜がある為、近隣の車両による土砂崩落が心配です。</p> <p>③周知と併せて、地質調査はどのようにされるのでしょうか？又、その時代の資料がなくなった場合、整地作業はどうなるのでしょうか？</p> <p>以上、建設及び条件に知識は無いので、吹田市には責任有る対処をしてほしい。併せて、再意見書として、申請します。</p>		
受付年月日	R4年3月5日	※受付番号	第03L-08号
※備考			
		※受付印	

※印のある欄は、記入しないでください。
 □のある欄は、該当する□に印を記入してください。
 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
 この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供するとともにインターネットにより公表します。

(仮称) 吹田市千里山西宅地開発

見解書

No.7 見解書

10年以上前の宅地開発に計画つきましては、弊社では回答致しかねます。ご理解賜りますようお願い申し上げます。

- (1) 工事車両の問題つきましては、関係法令及び条例を遵守し、工事が安全に行われるよう協議してまいります。詳細が決定次第、説明させていただきます。ご理解賜りますようお願い申し上げます。
- (2) 計画地の開発行為につきましては、建築基準法並びに関係法令及び条例を遵守し、土砂被害の心配がないよう協議してまいります。詳細が決定次第、説明させていただきます。ご理解賜りますようお願い申し上げます。
- (3) 計画地は垂水西原古墳に該当しておりますので、関係法令及び条例を遵守し、吹田市立博物館と事前調査、発掘した際の対処方法について協議してまいります。詳細が決定次第、説明させていただきます。ご理解賜りますようお願い申し上げます。

貴重なご意見誠にありがとうございます。

意見書・再意見書

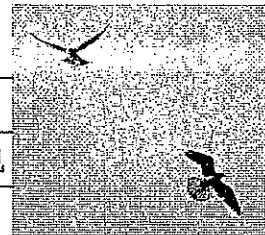
4月 29 日

吹田市長宛

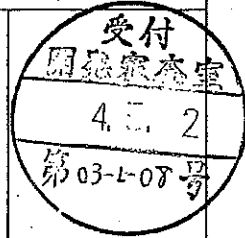
住 所
氏 名
電 話 番

(法人にあつては、その主たる事務所)
(所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手續等に関する条例第1 第1項 第3項 の規定により、次の
とおり説明報告書に対する意見書
見解書に対する再意見書 を提出します。



開 発 事 業 の 名 称	吹田市千里山西 宅地開発		
事 業 区 域 の 位 置	吹田市 千里山西3丁目95番10他		
予 定 建 築 物	戸建住宅40戸		
意 見 の 内 容	<p>■当該予定地は垂水西原古墳があります。1992年吹田市教育委員会刊行の埋蔵文化財発掘調査既報より「垂水西原古墳は、吹田市内で唯一の前期古墳と推定される古墳であり、千里山西3丁目に所在する。昭和49年、造成地から石材83点が発見された。これらの石材は安山岩・流紋岩・結晶片岩などであったが、このうち数点の割石の木口部から赤色顔料の付着がみられた。」とあるように、貴重な文化財の調査対象の地域であり埋蔵文化財保護の観点から慎重な対応が求められると思いますが、開発前にどのように調査をされるか教えてください。</p> <p>■当該予定地において、絶滅が危惧される猛禽類のオオタカの営巣と複数の幼鳥の巣立ちが確認されています。(写真添付)オオタカのような貴重な生物の生育環境破壊を防ぐために、過去には万博や公共工事なども変更になっていると聞きます。どのように調査し対策をされますか？</p> <p>■住民説明会において、こうした意見書を提出できことの案内がなかったことは遺憾に思います。上記項目を個別に挙手して質問しましたが、「経験上大丈夫です。」というお答えで、開発ありきで返答されていたのは信頼できない態度でした。</p>		
	R4年5月25日	※受付番号	第03-L-07号
※備 考			※受付印



- 注 1 ※印のある欄は、記入しないでください。
 2 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
 3 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください
 4 この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供するインターネットにより公表します。

(仮称) 吹田市千里山西宅地開発

見解書

No.8 見解書

- (1) 計画地は垂水西原古墳に該当しておりますので、関係法令及び条例を遵守し、吹田市立博物館と事前調査、発掘した際の対処方法について協議をしております。詳細が決定次第、説明させていただきます。ご理解賜りますようお願い申し上げます。
- (2) 計画地でオオタカのような貴重な生物は、弊社では確認できておりませんが、計画地における開発行為につきましては、関係法令及び条例を遵守し、調査、協議をしております。ご理解賜りますようお願い申し上げます。
- (3) 貴重なご意見ありがとうございます。誠意をもって今後詳細説明をさせていただきます。改めての大規模構想手続きでの計画概要説明は、個別でご対応させていただきます。ご理解賜りますようお願い申し上げます。計画地の開発行為につきましては、関係法令及び条例を遵守し、協議をしております。

貴重なご意見誠にありがとうございます。

意見書・再意見書

2022年4月29日

吹田市長宛

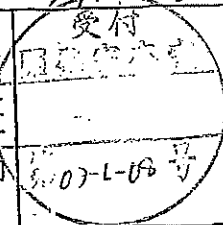
住所

氏名

電話番号

(法人にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手續等に関する条例第17条 第1項 第3項 の規定により、次のとおり説明報告書に対する意見書 見解書に対する再意見書を提出します。

開発事業の名称	(仮称)吹田市榎山地区 宅地開発		
事業区域の位置	吹田市 榎山地区 3丁目 95番10他		
予定建築物	<input type="checkbox"/> 共同住宅 <input checked="" type="checkbox"/> 戸建住宅 <input type="checkbox"/> その他 ()		
意見の内容	<ul style="list-style-type: none"> 地番95-47と26号地の宅地の高さは地番95-47の26号地の宅地の方が1m高くは構想と聞けが、せめて同一の高さとしたい。 26号地は盛の土により高くする際 杭打ちを行くことは既存建築物への振動によるダメージが懸念される為、行わないで欲しい。 地番95-47と26号地の間(境界)には、溝(20cm)及び平地(30cm)合計50cmの幅が出来予定と聞けが、落ち葉やゴミが溜まると思われ、その幅部分の清掃義務が26号地所有者におまかせで済むの上入居に欲しい。 		
※受付年月日	R4年3月25日	※受付番号	第07-09号
※備考			※受付印 

- 注 1 ※印のある欄は、記入しないでください。
 2 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
 3 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
 4 この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供するとともにインターネットにより公表します。

(仮称) 吹田市千里山西宅地開発

見解書

No.9 見解書

- (1) 計画地の宅盤の高さにつきましては、要望をお受けいたしかねます。建築基準法並びに関係法令及び条例を遵守し、協議してまいります。詳細が決定次第、説明させていただきます。ご理解賜りますようお願い申し上げます。
- (2) 計画地の宅地開発工事での杭打ちその他工事方法につきましては、関係法令及び条例を遵守し、十分注意しながら工事してまいります。詳細が決定次第、説明させていただきます。ご理解賜りますようお願い申し上げます。
- (3) 計画地の清掃義務につきましては関係法令及び条例を遵守し、計画してまいります。また、所有者に対しても関係法令及び条例を遵守するよう説明致します。ご理解賜りますようお願い申し上げます。

貴重なご意見誠にありがとうございます。

様式第8号

意見書・再意見書

2022年4月29日

吹田市長宛

住所
氏名
電話番号

(法人にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手續等に関する条例第17条 ^{第1項} _{第3項} の規定により、次の
説明報告書に対する意見書
見解書に対する再意見書を提出します。

開発事業の名称	吹田市千早山西谷地開業		
事業区域の位置	吹田市		
予定建築物	<input type="checkbox"/> 共同住宅 <input checked="" type="checkbox"/> 戸建住宅 <input type="checkbox"/> その他()		
意見の内容	<p>① 一中と千三小学校間近の土地柄 登下校の途中 一般車と子供達の安全を特に注目して頂きたい!</p> <p>② 特に公園が出来ることにより、夜中の 集りや風紀的なる事案が増加することを 心配します。</p> <p>③ 多分自動車の増え 通行の人々が多くなると 思いますので 静かに住んでいた我々は かなり 心配して居ります。</p>		
※受付年月日	R4 年3月25日	※受付番号	第03L-08号
※備考			※受付印 交付 開発審査室 4.5.-2 第03L-08号

- 注 1 ※印のある欄は、記入しないでください。
 2 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
 3 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
 4 この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供するとともにインターネットにより公表します。

その問題は
 市緑竹内
 警察の
 方々
 即迷惑
 区あかり
 するごと
 存留する
 特によく
 います。

(仮称) 吹田市千里山西宅地開発

見解書

No.10 見解書

- (1) 工事車両につきましては、建築基準法並びに関係法令及び条例を遵守し、工事が安全に行われるよう協議してまいります。詳細が決定次第、説明させていただきます。ご理解賜りますようお願い申し上げます。
- (2) 開発行為による公園の風紀につきましては、関係法令及び条例を遵守し、管理者と協議してまいります。ご理解賜りますようお願い申し上げます。
- (3) 計画地の宅地開発による通行人の増加及び自動車の増加については、関係法令及び条例を遵守し、協議し計画してまいります。ご理解賜りますようお願い申し上げます。

貴重なご意見誠にありがとうございます。

様式第8号

意見書・再意見書

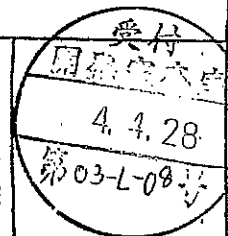
2022年4月28日

吹田市長宛

住所
氏名
電話番号

(法人にあっては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手續等に関する条例第17条 第1項 第3項 の規定により、次の
とおり 説明報告書に対する意見書
見解書に対する再意見書 を提出します。

開発事業の名称	吹田市千里山西宅地開発		
事業区域の位置	吹田市千里山西3丁目9番10・9番12他		
予定建築物	<input type="checkbox"/> 共同住宅 <input checked="" type="checkbox"/> 戸建住宅 <input type="checkbox"/> その他 ()		
意見の内容	<p>1.今回 業者から意見書について 近隣の方々また説明会に参加された方々への配布や説明が全くされていなかった そのことにより住民の意見が市役所に届けられない場合 改めて意見書の提出や回答いただける機会を設けてほしい</p> <p>2.宅地開発の敷地において 地質の調査やまた高低差のある急斜面であるので 将来水害 土砂災害が起きないか懸念しており 安全性を確認できる工事の方法を説明してほしい</p> <p>3.近隣の道路は道幅が狭いうえ 小学校中学校の通学路であるので 工事車両の通る時間帯 区間 および今後増えるであろう交通量や危険性の対処方法を事前に近隣住民に明示してほしい</p> <p>4.公園の形を見ると 危険で犯罪に繋がりがねない箇所も見受けられるので 検討してほしい</p> <p>5.ライフラインの状況を説明してほしい</p>		
※受付年月日	R4年3月25日	※受付番号	第03-L08号
※備考			<p>※受付印</p> 

- 注 1 ※印のある欄は、記入しないでください。
 2 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
 3 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
 4 この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供するとともにインターネットにより公表します。

(仮称) 吹田市千里山西宅地開発

見解書

No.11 見解書

- (1) 意見書への回答は大規模構想手続きにて、回答させていただきます。また、改めての大規模構想手続きでの計画概要説明は、個別でご対応させていただきます。ご理解賜りますようお願い申し上げます。
- (2) 宅地開発での敷地の安全性につきましては、建築基準法並びに関係法令及び条例を遵守し、協議してまいります。工事方法については、詳細が決定次第説明させていただきます。ご理解賜りますようお願い申し上げます。
- (3) 工事車両の通行路、今後増える交通量につきましては、関係法令及び条例を遵守し、協議してまいります。詳細が決定次第、説明させていただきます。ご理解賜りますようお願い申し上げます。
- (4) 公園の形状につきましては、関係法令及び条例を遵守し、管理者と協議してまいります。詳細が決定次第説明させていただきます。ご理解賜りますようお願い申し上げます。
- (5) ライフラインにつきましては、既設の南側道路に排水管を設置する計画で、計画地には電柱が設置される予定です。また建築基準法並びに関係法令及び条例を遵守し、協議してまいります。ご理解賜りますようお願い申し上げます。

貴重なご意見誠にありがとうございます。

意見書・再意見書

令和4年4月28日

吹田市長宛

住所

氏名

電話番号

(法人にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手續等に関する条例第17条 ^{第1項} _{第3項} の規定により、次のとおり説明報告書に対する 意見書 を提出します。
見解書に対する再意見書

開発事業の名称	(仮称)吹田市千里山西宅地開発		
事業区域の位置	吹田市 千里山西3丁目95番10他		
予定建築物	<input type="checkbox"/> 共同住宅 <input checked="" type="checkbox"/> 戸建住宅 <input type="checkbox"/> その他 ()		
意見の内容	<p>1. 土砂対策として、 コンクリート擁壁を設置にほし。 (地盤面の高低差,地震などに崩壊しない)</p> <p>2. 北側敷地の降雨が流れ込まない対策。 南側工区全体の雨水の排水 4/19豪雨に耐えられる計画</p> <p>3. 工事期間中、時間帯の埃、騒音対策</p> <p>以上、よろしくお願い致します。</p> <p>追加詳細は別紙</p>		
※受付年月日	R4年3月25日	※受付番号	第03-7-08号
※備考			<p>※受付印</p> <p>受付 第03-7-08号 4.4.28</p>

- 注 1 ※印のある欄は、記入しないでください。
 2 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
 3 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
 4 この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供するとともにインターネットにより公表します。

別紙

株式会社ティー・アイ・コーポレーション
ご担当者様

2022年4月19日

(仮称) 吹田市千里山西 宅地開発についての質問

先日は説明会を開催頂き、ありがとうございました。

いくつかご質問があり、ご回答頂きたくお願い致します

- 1) 千里山西3-1-27の敷地と、北側の開発敷地との地盤面の高低差は、何cmでしょうか。
- 2) 上記1)の高低差はどのような処理がなされるのでしょうか。コンクリート擁壁などでしょうか。地震発生時に崩壊しないように設計されているのでしょうか。詳細な断面図など提供下さい。
- 3) 北側敷地の降雨が1-27敷地に流れ込まないように、どのような対策がなされているのでしょうか。雨水側溝があり、1-27敷地側ではなく、北側開発道路へ放流されるのでしょうか。雨水の排水ルートをご提示下さい。
- 4) 開発エリア全体の雨水排水計画はどのようになっているのでしょうか。建物やアスファルト舗装などで地面に浸透しなくなった雨水により、開発エリア外に雨水が流れ出てこないような対策は、どのようになされているのでしょうか。
- 5) 4)の雨水の排水計画は、近年のゲリラ豪雨の降水量に対して耐えられる計画でしょうか。計画雨量(●●mm/10分、●●mm/時間)をご提示下さい。
- 6) 新築建物は、敷地境界線から何cm離れて建つ計画でしょうか。
- 7) 新築建物の高さは何cmでしょうか。未決定の場合は、最高制限高さをご提示下さい。
- 8) 開発エリアの工事は朝何時から夕方何時まででしょうか。小学校が近いため、9時から17時までとより短くなるでしょうか。
- 9) 開発エリア工事中に埃を撒き散らさないように、どのような対策を実施予定でしょうか。少なくとも車両のタイヤの水洗いなどお願いします。着工後の状況を見て、要望をお願いすることがあるかもしれませんので、よろしくお願いします。

(仮称) 吹田市千里山西宅地開発

見解書

No.12 見解書

- (1) 宅地開発における擁壁につきましては、建築基準法並びに関係法令及び条例を遵守し、協議してまいります。詳細が決定次第説明させていただきます。ご理解賜りますようお願い申し上げます。
- (2) 計画地の雨水につきましては、計画地の南側既設道路の排水管に雨水を排水する予定です。建築基準法並びに関係法令及び条例を遵守し、協議してまいります。詳細が決定次第説明させていただきます。ご理解賜りますようお願い申し上げます。
- (3) 工事期間中の埃、騒音対策工事につきましては、建築基準法並びに関係法令及び条例を遵守し、対応可能な範囲で対策いたします。対策方法につきましては、詳細が決定次第説明させていただきます。ご理解賜りますようお願い申し上げます。

別紙質問

- (1) 現計画では、計画地と千里山西 3-1-27 の高低差は約 2.4m になります。詳細については、建築基準法並びに関係法令及び条例を遵守し、協議してまいります。詳細が決定次第説明させていただきます。ご理解賜りますようお願い申し上げます。
- (2) 現計画では、コンクリート擁壁を計画しております。詳細については、建築基準法並びに関係法令及び条例を遵守し、協議してまいります。擁壁の詳細が決定しましたら説明させていただきます。ご理解賜りますようお願い申し上げます。
- (3) 現計画では、計画地の開発道路に雨水管をつなぐ計画になります。詳細については、建築基準法並びに関係法令及び条例を遵守し、協議してまいります。雨水の詳細が決定しましたら説明させていただきます。ご理解賜りますようお願い申し上げます。
- (4) 計画地の雨水につきましては、計画地の南側既設道路の排水管に雨水を排水する予定です。建築基準法並びに関係法令及び条例を遵守し、開発エリア外に雨水が流れ出ないように協議してまいります。ご理解賜りますようお願い申し上げます。

- (5) 計画地の雨水排水計画は、全体の敷地面積に対して算出しております。建築基準法並びに関係法令及び条例を遵守し、協議してまいります。弊社でご提示できる雨水流量の算定は、「 $Q = (1/360) \times C \times I \times A$ $Q = \text{最大流出量} = (1/360) \times 0.6 \times 157.8 \times 0.9163 = 0.241 \text{ m}^3/\text{sec}$ $I = \text{降雨強度} = 460/t \times 0.55 = 157.8$ $C = \text{流出係数} = 0.6$ $A = \text{排水面積 (ha)} = 0.9163$ $t = \text{降雨継続時間 (分)} = 7$ 」になります。ご理解賜りますようお願い申し上げます。
- (6) 何センチの決まりはありませんが、計画地は第一種低層住居専用地域で外壁後退（全周）1mは後退します。建築基準法並びに関係法令及び条例を遵守いたします。
- (7) 計画地は第一種低層住居専用地域で制限高さが10mに定められた第一種高度地区に該当します。建築基準法並びに関係法令及び条例を遵守いたします。
- (8) 工事時間帯につきましては、建築基準法並びに関係法令及び条例を遵守し、協議してまいります。工事時間帯につきましては、詳細が決定次第説明させていただきます。ご理解賜りますようお願い申し上げます。
- (9) 工事期間中の埃、騒音対策工事につきましては、建築基準法並びに関係法令及び条例を遵守し、対応可能な範囲で対策いたします。対策方法につきましては、詳細が決定次第説明させていただきます。ご理解賜りますようお願い申し上げます。

貴重なご意見誠にありがとうございます。

意見書・再意見書

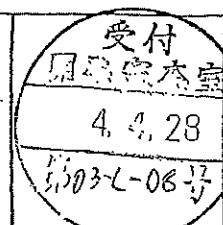
令和4年4月28日

吹田市長宛

住所
氏名
電話番号

(法人にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手續等に関する条例第17条第1項第3項の規定により、次のとおり説明報告書に対する意見書を提出します。
見解書に対する再意見書

開発事業の名称	(仮称)吹田市千里山西 宅地開発		
事業区域の位置	吹田市千里山西3丁目9番10号地		
予定建築物	<input type="checkbox"/> 共同住宅 <input checked="" type="checkbox"/> 戸建住宅 <input type="checkbox"/> その他()		
意見の内容	<p>1. コンクリート擁壁設計の対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 土砂が二つり側の敷地内に流れ込まない ↑(大雨で土砂崩) 地盤面の高低差の配慮 地震発生時に崩壊しない <p>2. 工事中、建設後における雨水(特に大雨時)の排水(溝)は降水量に耐えられるように</p> <p>3. 工事期間中の時間帯、埃、騒音、工事車両のタイヤの水洗いでへの配慮</p> <p style="text-align: right;">以上よろしくお願ひ致します</p>		
※受付年月日	R4年3月25日	※受付番号	第03-L-08号
※備考			※受付印 

注 1 ※印のある欄は、記入しないでください。
 2 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
 3 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
 4 この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供するとともにインターネットにより公表します。

(仮称) 吹田市千里山西宅地開発

見解書

No.13 見解書

- (1) 宅地開発での擁壁につきましては、建築基準法並びに関係法令及び条例を遵守し、土砂、崩壊しないように協議してまいります。地盤面の高低差は詳細が決定次第説明させていただきます。ご理解賜りますようお願い申し上げます。
- (2) 宅地開発での工事中、工事後における雨水の降水量につきましては、建築基準法並びに関係法令及び条例を遵守し、弊社で検討可能な範囲で協議してまいります。詳細が決定次第説明させていただきます。ご理解賜りますようお願い申し上げます。
- (3) 工事車両のタイヤの水洗いは徹底するよう指示いたします。また工事期間中の埃、騒音対策工事につきましては、建築基準法並びに関係法令及び条例を遵守し、対応可能な範囲で対策いたします。対策方法につきましては、詳細が決定次第説明させていただきます。ご理解賜りますようお願い申し上げます。

貴重なご意見誠にありがとうございます。